

第6章 小括 ～まとめと展望～

上関克也（一般財団法人自治研修協会 業務執行理事）

今年度の研究会では、地域課題の解決を図っていくためには、若者の視点が重要であるとの認識のもと各地域で多様な取り組みが行われている若者会議など若年層の参画と活躍について調査研究を行った。

地域においては、自治体が若者の意見を聞き、議論する場としての若者が参加する仕組みを構築しているほか、若者自らが、組織を立ち上げ活動を行うとともに自治体と対等な立場で意見交換等を行っている例もある。長期にわたり取り組みが継続的に行われている事例もある一方で、開催回数もイベント的に年間一回、不定期開催、さらに単年度で終了するなど単発的なものもあり、その組織、活動内容も多様である。このような取り組みについての活動事例をホームページ（以下、本章において「HP」という。）や論文等から検索し調査対象を選定してヒアリングや現地調査を行ったものであり、直接関係者から話を聞くことにより、事前の情報に比していずれの事例においても有益で深い知見が得られた。

まず、第2章において多摩市若者会議の取り組みについて多摩市の担当者による講演を紹介している。この会議は、平成29年6月に多摩市にゆかりある若者が一堂に会して、そこから意見を聞いて市の施策に生かそうというような取り組みを意図して当初は企画されたが、まちの魅力づくりを自ら提案し、それを挑戦、活動していこうという方向へ軸が変わり、若者世代が主体となって「住んでみたい」、「訪れてみたい」というような魅力づくりを考え、それを発信する「多摩市若者会議」としてスタートした。市としては、当初から3年間の事業を想定していたが、多くの若者が参加するとともに様々なアイデアが提案実践され、令和2年6月に参加者のコアメンバーによる団体（合同会社）が設立され、市とも連携しつつ若者自らによる自立した運営が引き続き行われている。

第3章では、世田谷区用賀地区において若者自らが集まり、様々なまちづくり活動等を行っているNPO法人 neomura の代表理事による neomura の活動に関する講演を紹介している。この法人について「2005年から開催してきた「用賀サマーフェスティバル」から始まり、2016年にNPO法人化。neomura の"neo"は新たな時代観、"mura"は古き良きムラ社会を表しています。現在、世田谷区用賀を中心に、世田谷区との協働事業であるタマリバタケ、清掃活動やイベント企画、地域における活動支援など、地元のみなさんがどんどんつながって、より活気あふれる街になることを目指して活動中」とHPで紹介しているところである。

第4章においては、地方自治体等地域の取り組みを現地調査やヒアリング等に基づき紹介している。

第1節の福島県いわき市の「いわき若者会議」は、平成27年度にはじまり、近年では、主催いわき市、事務局 TATAKIAGE Japan、運営実行委員会という体制で運営されている。「いわきに関わりがある若者が集まる場所」、すなわち、「いわきを出た若者、いわきに関心のある若者が気軽に集まることができる」場所と捉えられており、市外に進学したいわき市出身の大学生等をメイン・ターゲットとし、Uターン就職の意識醸成を図ることをはじめ、UIJ ターンや関係人口の増加をねらいとしている点が大きな特徴で、運営にあたっては、大学生が実行委員となっており、若者の流出先である東京でのイベントが定期的開催されている。このNPO法人 TATAKIAGE Japan は、中核的事業として、参加型のプレゼン&ブレストイベント「浜魂」を定期的開催するほか、地域の人材育成に関する事業にも取り組んでいる。なお、いわき市の支援に関しては、市の総合計画や総合戦略上に位置づけており、市としても同法人の活動を間接的に支援しているとのことである。一方、同法人は、このヒアリング実施後の令和5年11月に開催された総会にて解散の決議がなされたが、今後、事業スキームを変更してでも人材の好循環を実現させる取り組みを続けられるのか、それとも、代替的な主体が登場して、現状の事業スキームを基本的に維持できるよう補完・支援することになるのか、これからの展開が注目される。

第2節の福島県鮫川村の「若者未来創出会議」は、将来にわたって鮫川村を維持していくためには、20代30代の若者が村政に興味を持ち、「むらづくり」についての当事者意識や、様々な視点から村政に対しての提言ができる「人材」を育成していく必要があるとの観点から、村民が主体となって組織される地域づくり団体の育成を目的として令和3年に村が主体となり設置したものである。令和3年、4年の2か年にわたり、計17回会議を開催するとともに、令和4年11月にイベントを開催した。村としては、当初から将来自立的な活動に移行することを目指しており、令和5年度から会議のメンバーにより自らが主体的に活動する体制とした。また、前年度に続き、11月にイベントを前年より少し拡大して開催した。村としては、参加者が当初に比べ少しずつ減少はしているが、参加者が実際に楽しんで実施していくことを一番の目標としているから、当面は状況を見守っていきたい。参加者が責任をもって、自分たちが発した言葉やイベントを自分たちで実現することによって、小さな成功体験を経験していただき、地域課題に対する解決策を自らが実施し、それに基づく村への提言を期待しているとのことである。

第3節の栃木県真岡市は、これからの真岡市を背負うことになる若者世代が確実に減少していく状況の中で、若者の意見をまちづくりに活かすための政策を複合的に進めてきており、平成30年度には、総合計画に若者の声を取り入れるための事業として「若者ミーティング」を開催したが、現実的でない意見が多

かった。そこで、真岡市をよくしていくためには官民連携、市民協働の取り組みが欠かせないという認識のもと、大学生や民間事業者、市民活動団体、行政と一緒にまちの未来を考える仕組みづくりの一つとして、令和 3 年度に「もおか若者会議」を設置した。参加者は公募のほか市内の団体組織に推薦を依頼していることが特徴で市内団体の青年層や大学生、社会人がともにまちの未来を考える場としている。3 年目の令和 5 年度は、若者会議の自発的な活動につなげるという、今後に向けた活動がテーマとなっている。市としては、自発的な運営への移行については、計画的に進めており、1 年目は真岡市を知り、課題を見つける。2 年目は見つけた課題を深掘りし、事業化への可能性を探る。そして 3 年目は行政計画の策定に向けた若者会議の運営を担うという流れで、この 3 年間で少しずつではあるが横のつながりができ始めたと考えているとのことである。

第 4 節の岐阜県可児市の「可児市高校生議会」は、従前より議会改革に取り組んでいる同市議会は、平成 24 年 12 月に議会基本条例を制定（施行は平成 25 年 4 月）した。同条例第 3 条において「議会活動を通じて、市民の多様な意見を的確に把握し、これを市政に反映させること」と明記された。これによって、高校生も市民の 1 人であり、高校生の意見を把握し、市政に反映することが重要であることから、平成 26 年 2 月に、議会主催のキャリア教育支援の取り組みを高校生議会として実施したものであり、その後現在まで、毎年 1 回開催している。この高校生議会は、大人と若い世代（高校生）が交流することで、可児市の魅力を知る場が必要と考え、①地域への愛着や当事者意識の醸成、②広い視野や新しい経験の獲得、③社会や学問のつながりを実感することで、ふるさと発展に寄与する人材育成をすること、すなわち、地域課題解決型キャリア教育を目的としている。

第 5 節の愛知県新城市の「新城市若者議会」は、平成 27 年 4 月 1 日施行の新城市若者条例及び新城市若者議会条例に基づく市長の附属機関として位置づけられている。若者条例第 10 条で、「市長は、若者総合政策の策定及び実施に関する事項を調査審議させるため、新城市若者議会を設置する。」と規定し、若者議会は、市長の諮問機関となっている。平成 27 年に第 1 期の若者議会が設置され、現在に至るまで、9 期で約 300 名が参加している。会議回数（1 人につき）は、全体会議が 15 回、チーム分科会が約 20 回となっている。若者の予算提案権は 1,000 万円であり、運営費（交通費、若者議会の放送、HP 運営費など）に関しても約 700 万円（令和 4 年度）措置されている。若者議会は、毎年 11 月に答申を行い、市議会の 3 月定例会で承認されれば予算化される。第 8 期までの提案については、今のところすべて予算化されている。2 月に議員と若者議会で意見交換を行っている。

第 6 節の愛知県大府市の「大府市若者会議」は、令和 4 年度から開催している

ものである。参加対象は16歳から29歳までの若者（高校生、大学生、勤労者）で、無作為抽出した3,000名に応募はがきを送付し、応募のあった者全員（令和4年度は14名、5年度は11名）を会議メンバーとした。令和5年度は5月25日から9月30日までの全8回開催した。若者会議は事業を実現する場ではなく、若者育成のためと位置づけているので、会議自体としての予算は計上されていないが、政策提言が9月末なので、提言された施策の実施に向けた予算要求が可能となっている。一方で、そのために日程が厳しくなっている面はあるとのことである。市として、これからの展開について、若者と協働して地域問題を解決していく仕組みは拡大していく必要があるが、あくまでも主役は若者であり、自治体は若者の活動を支援する立場を取るべきだと考えているとのことである。

第7節では、三重県伊賀市の「伊賀市若者会議」の活動を紹介している。この会議は市の要綱に基づき平成30年9月に設置されたものである。活動内容は、伊賀市シティプロモーションの推進のために実施する事業への参画及び協力と市政の特定事項に関する意見及び提案を行うものとされ、メンバーは、原則公募による登録制で任期は2年（再任可）となっている。メンバー数は当初約90名、現在は33名となっている。設置以来活発な活動が継続して行われており、令和4年度からは、班体制が導入され、各メンバーは自身の希望する活動を行うグループ（個別プロジェクト（現在6））に所属し、活動している。さらにこの時期に市政参画事業が加えられ、移住促進PR動画作成、DX推進等の市事業に企画段階から参画している。市としての本会議の成果としては、活動の場を提供し、実現方法を共に考えることにより、参加者の想いの実現に寄与し、活動を通じて、参加者の中に「地域の担い手」としての意識が育っているとのことである。さらに、このような会議の手法については、勤務者、学生等さまざまな立場の人間が同じ目的を持って意見交換を行うことで、行政では思いつかない問題解決における新たなアイデアが生まれることを期待されるとしている。

第8節では、大阪府富田林市において令和3年に施行された富田林市若者条例第7条に基づき設置された「富田林市若者会議」の活動を紹介している。設置目的は、「若者が市政等に参画する機会を確保するため」とされており、市のHPでは、この点を、「若者の声を汲み上げ、若者が活躍できるまちづくりを推進するため、若者が富田林に必要な施策や取組など、まちづくり全般に関する事項について検討・協議し、その結果を市長に報告するものです。報告された施策や取組は、その実現に向け、市で積極的な検討を行います」と説明している。この会議の委員数は、令和5年度においては20名である。この会議が取り組むテーマは、市が提案した4テーマから委員が2テーマを選択する市提案型と委員がフリーに検討テーマを選定するフリーテーマから構成される。6月に当該年度のテーマを決定し、委員による討議、市の関係部局との協議等を行い、9月に施策提

案を市に行うという流れになっている。市によると、この会議によって提案された施策は、市職員との協議・調整を経ることなどによって、実現可能性の高いものとなっているとのことである。

第9節の岡山県笠岡市の「笠岡市若者会議」（ぼっけーまち会議）は、笠岡に関わるおおむね40歳くらいまでの若者が活動する団体である。設立当初の目的は、「笠岡市の将来を担う若者が住みやすいまちづくりを進めるため若者が考え、若者が企画し、若者が実行する」というもので、市の事業として平成28年度にスタートした。会議の設立当初は「若者会議」という名称で月に1回程度のワークショップを実施する形態でスタートし、その後、会議参加者自身により「ぼっけーまち会議（すごいまち会議）」という名称が作られた。運営形態としては、設立当初から市の事業という位置づけに変わりはないものの、市と適度な距離感を保ちながら、ぼっけーまち会議そのものが主体的に事務機能を担い市から補助金を受けるといった形での運営となっている。また、活動拠点として、笠岡駅前の商店街空き店舗を利用した「ポルカドット」を設置。月1回の定例会を開催するだけでなく、ぼっけーまち会議の様々なプロジェクトの活動拠点としても利用されており、実際に興味深い多様なプロジェクトを生み出している。

以上のような事例もふまえて、第5章においては、地域社会における若者の参画と活躍についてそのあり方及び展開について専門的立場から6人の委員に論じていただいた。

まず、第1節において、鈴木委員は、各自治体が抱える課題解決に向けた取り組みに、若者を参画させる際のヒントとなりそうな具体的な事例を紹介している。なぜ、地域課題解決に若者を巻き込むべきなのかに関し、一番重要なのは「人材育成に直結するから」であり、地域社会の担い手となり得る若者を集め、人口減少対策や商店街振興策をはじめ、他人事で片付けがちな課題を「自分事」として捉えるように仕向け、それらの課題解決における将来の担い手としてのモチベーションアップを図ることは、シチズンシップ教育の実学研修となり、未来のための人材育成の正攻法ともいえるとしている。具体的な事例として、市民・企業・行政・教育・NGOなどがゼロエミッション実現のための課題とアイデアを持ち寄り、解決策をクリエイティブに創造していくためのソーシャル・イノベーション・プラットフォームである「DO!NUTS TOKYO」、および平成11年以来四半世紀もの間「学生による学生のための政策立案コンテスト」を運営し続けている学生団体GEIL（ガイル）の活動について紹介している。

第2節では、粉川委員から「若者会議のソーシャルメディア活用状況」というテーマで、様々な活動が行われている各地域の若者会議がどのように若者にアプローチしているかという視点から分析を行っている。このような若者会議がどのようにして現実の若者層に対してアプローチし、情報を発信し、参加を誘っ

ているか、という点は本来最も重要な論点であるとし、若者のソーシャルメディア利用の中心である Instagram について「若者会議」という語をアカウントを対象に実態調査を行った。結果として若者会議の Instagram アカウントの特徴として投稿数は全体として必ずしも多くない等ソーシャルメディアの活用による情報受信者の向社会的性の向上という視点からみると、必ずしも十分な対応ができていたとはいえず、若者に若者会議のような場に参画してもらい、向社会的活動に向けて態度変容を促すのであれば、インフルエンサー的な視点を取り入れ、より積極的に若者に働きかけるような工夫が若者会議のような取り組みにも必要であるとしている。

第3節で小西委員は、地域において若者の参画と活躍が地域課題の解決に重要な役割を果たす可能性があることから、自治体において取り組みが行われているが、自治体の条例等で「若者」をどのように定義されているかについて条例データベースにより、その状況を把握し分析を行っている。結果として全国で「若者」を条例中に含む条例は、255件（都道府県6件、市区町村249件）となっている。内容により、「若者総合」、「若者会議」と「会議」の15件、「若者定住促進」の23件のほか「住宅」、「施設」等の計9区分毎についてそれぞれの条例の目的と趣旨についてその概要等を紹介している。これらの条例での若者の年齢の設定について以下のように考察を行っている。第一に、「若者」の年齢設定は、自治体によって様々であり、第二に、「若者」の定義において年齢設定のない条例もあり、第三に、年齢設定がある条例でも、「おおむ（概）ね」と規定するものが相当数あること等から、「若者（年齢設定）」の定義は、自治体ごとに多様であり、各自治体は、政策内容等を踏まえ、それぞれに創意工夫をこらし、「若者」という用語を用いているものである。

第4節において、大杉座長は、「若者世代による地域活動とプラットフォームとしての若者会議」と題し、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが第5類感染症に移行したことにより、地域活動が従前のように活動形態を取り戻しつつあるが、地域活動への参加意欲、特に、高齢者層において減退傾向がうかがわれる中で若者の参画と活躍が大きなインパクトを与える可能性について論じている。コロナ禍による地域活動の消極化という課題がみられる中で、今まで地域社会における参画・協働において「失われた章」であり続けた若者世代において若者会議のような若者自らの取り組みがみられるなど近年変化の兆しがうかがわれる。これは、伝統的な共同体から新たな「地」縁を基にした「第1の転換」、NPO活動等多様な展開による「第2の転換」、に続く、人口減少社会の定着化の中で現在進行している変化が「第3の転換」であるとし、現在各地で展開されている若者世代による参画と連携を多世代交流に発展させていくことが、「第3の転換」の中求められている。「第3の転換」時代に入った地域社会にとって、若者会議

に期待される役割として、支援機能（支える）、媒介機能（つなぐ）、発掘機能（掘り起こす）について検討を加え、若者会議そのものが地域社会でコアとなるプラットフォームだと考えられるようなまちづくりに向けた姿勢が必要であり、若者会議に持続可能性を見出そうとするならば、現状を3つの機能に照らして評価し、真摯にその運営に工夫を凝らして対応すべきとしている。

第5節で幸田委員は、「若者会議のあり方と自治体の役割」というテーマで、いくつかの若者会議の事例を比較し、若者会議に係る自治体の役割等に関する課題等について分析を行っている。これらの若者会議の目的を総攬すると、目的が重なり合っている場合もあるが、大きく地域活性化、地域創生の観点と、若者自身の成長の視点とがあり、この2つの方向性は、若者に対して自治体や地域への貢献を求めているのか、それとも、自治体自体が若者へ貢献することを目指しているのかの違いがあるとしている。前者の場合は、地域づくりに参加する若者が増え、自治体の手を離れて「自走」する方向を目指すことになる傾向があるのに対して、後者の場合は、若者を育てる義務が自治体にあることを認識し、自治体が果たすべき役割を充実強化する方向に進むのではないかと考える。委員は、若者が将来的に社会の基盤となる存在となるために、自治体が有する資源（情報資源、社会的資源など）を若者に提供し、自治体は若者の考えを受け止める後者の方向性を目指すものとなって欲しいとしている。若者会議の課題としては、第一に効果が十分に挙がっているかどうか、つまり、若者会議の実効性である。第二は、継続性、持続可能性であり、時間の経過に伴い、参加者が減ってきたり、熱意が薄れている例もある。第三は、幅広い若者へのリーチ、参加者以外の若者への浸透である。このような状況の中で、若者会議を若者が将来の日本を担っていく人材として育つように、自治体が有する資源（情報資源、社会的資源など）を若者に提供する場として自治体は活用して欲しいとしている。

第6節では嶋田委員は、右肩下がりの時代にある我国において、地域における若者参画の倫理的意義について論じている。経済成長が見込める時代には、負担先送りにはそれなりの合理性もあった。しかし、縮小する資源の配分となれば、最大の影響を受ける者の意向を無視する構図は健全とは言い難い。経済面にとどまらず、若い世代の自己実現や成長の可能性さえ摘む恐れがある。とすれば、令和期の特性を踏まえた「品位あるデモクラシー」を育てるという目標からは、「財政出動を伴う政策決定は、選挙での信任だけでなく、将来的負担者からの合意獲得も必須とする」という仕組みの導入は説得力を持つように思われる。では、若者会議を発展させ、この合意獲得機能を持たせることは可能だろうか。という問題提起を行い、利害対立を前提とした政策提言まで求める若者会議となれば、多様な参画の確保、意思反映ルートの整備のみならず、若い世代が対等に議論参加できる能力の形成が前提となるとしている。

地域社会において課題解決のためには、多様な主体が連携・協働して取り組む必要があり、様々な主体を結びつけ、共通認識のもと、取り組んでいくことが必要である。そのためには主体間の適宜・適切な調整や効果的なアドバイスを行うコーディネーター的な人材が不可欠であり、次年度は、このような役割の担い手について、これまでの研究成果を活かしつつ、調査研究を行いたいと考えている。